

トライアル・アンド・エラー
Trial & Error 季刊号
難民問題入門



UNHCR
United Nations High Commissioner
for Refugees

JVC '84 Autumn
Japan
International
Volunteer Center
No. 44・45

はじめに

「難民」と呼ばれる人々の存在を、私たちが直接知ようになってからそれほど時間は経過していません。1979年から80年にかけて、身の安全と食糧を求めて国境を越えた、あるいは大海に一葉を浮かべるような小さな舟に乗り祖国を後にしなければならなかったインドシナの人々の惨状は、私たちに彼らの存在を知らしめ、救いの手を差し伸べねばならないと認識させるのに充分でした。また、今日のアフリカでは、度重なる紛争と干ばつのために、多くの人々が飢えと病気に苦しんでおり、国際社会の迅速な対応が求められているのです。

「難民問題」の恒久的な解決は、容易なことではありません。なぜなら、難民が流出する原因は地域的にも歴史的にも異なっている上、私たちが長年の闘いの末にやっと獲得し、何にも替え難い財産であるはずの「個人の尊厳」を無視するような事態が引き起こされているからに他なりません。また、その背景として難民を流出させている国のほとんどが第3世界に集中しているという事実から、富の均等な分配が行なわれていないことも大きな要因として挙げられましょう。人道的立場から難民に対して継続的な援助を行なうとともに、難民を二度と流出させないような環境を創っていく事こそ私たちに与えられた課題であると言えます。

この特集号は、難民問題をイメージとして捉える事なく、難民の実状とその背後に横たわる問題を正しく認識し、理解するための入門書であります。難民問題と初めて接する方、また難民問題に対して関心を持ちその解決方法を追及する方の参考になれば幸いです。ただ、内容を個別の概略と基礎的資料にとどめたため問題を深く掘り下げ、詳細な説明を加えるには至っておりません。個々のテーマに関しては、季刊特集号のバック・ナンバー、「難民の受入れと定住」(No.24)、「アフリカの難民問題」(No.27、永久保存版5部のみ)、「インドシナ難民」(No.35)、「アフリカの難民問題」(No.38-39、カラー)等も参考にしていただけたらと思います。 JVC編集部



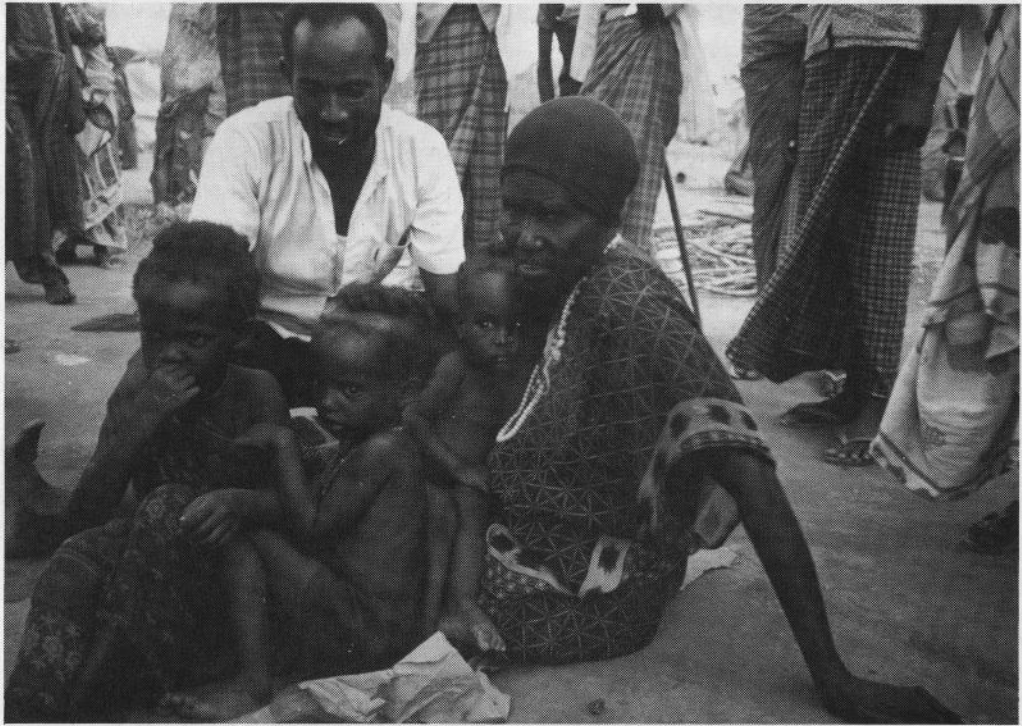
表紙

画家のTさんからもらったこの1枚の絵は、私にとって宝物である。ベトナム出身のTさんと会ったのは、昨年夏の香港。幼い頃両親と死別し、新聞売りや時には浮浪者となるなど、かなり生活に苦労したという。17才で初等教育を受け、その後、奨学金を得て絵画を学び始める。ベトナム統一後、民衆のありのままの生活を描いた作品の展示会を開いたため、新政府にいらまれる。身の危険を感じたTさんは、1981年にボートピープルとなる。香港を経て、オーストラリアに定住した。鳩は平和への願い、波は海底に眠る友人への鎮魂の思いが込められているのだと私は感じている。(堀あ)

目	次		
はじめに	2	アフリカ難民	16
「流出続くエチオピア難民」(ソマリア)	3	ラテン・アメリカの難民	18
「難民」とは?	6	アフガン難民	20
国際社会による難民救済の起源	8	難民の法的地位と国際的保護	22
インドシナ難民	11	どういふ解決の方法があるのか?	26
「キャッチ 22」の一事例	14	難民問題に関する参考文献リスト	30

「流出続くエチオピア難民」

税田 芳三（ソマリア事務所長）



ルーク地区に逃れてきたエチオピア難民の母子と同胞を見守るモハメッド（JVCスタッフ）

【11月1日 ソマリア発】

「またエチオピアから新しい難民が流入している。」JVCソマリア事務所のあるモガディシュからテレックスが打ち込まれてきた。9月から10月にかけて日本に一時帰国している間、このことは絶えず私の頭から離れなかった。在日ソマリア大使館で入手した情報によると、『エチオピアのメンギスツ政権下での無宗教・言語統一政策による迫害から逃れるため、7月以降新たに、49,730人の難民が流出し保護を求めている。内訳は北西州に25,000人、バコル州に16,324人、ゲド州に3,679人（そのほとんどがルーク地区）。ソマリア政府は、この新たな事態に自国で対応できないため、8月28日付けで、住居（テント類）、食料、薬の供給を各国政府及び国際救援団体に呼びかけた。』（NRC—ソマリア国家難民委員会発表）

その後、北西部に出てきた難民のうち、31,000人がベルベラ軍港の南60km、ビヒンドウラに移送され、新たな難民キャンプが設定されたという情報を得た。この新しく流出してきた難民に対し何かでき

ることはないだろうかと思ひ、ソマリアに帰るとすぐにルークへ飛んだ。着いてみてがく然とした。ルーク地区の新難民の数は何と54,870人に膨れあがっていた。（ルーク地区役所調べ）1桁まちがっているのではないかと目を疑ったが事実のようである。折しも、首都モガディシュからUNHCR（国連難民高等弁務官事務所）とNRC（国家難民委員会）で構成された難民認定作業のための視察団が到着していた。さすがに彼らも驚いた様子。数が多すぎるのである。4日間の視察で2,200家族をインタビューして帰っていった。

難民は2カ所に分かれて住んでいる。ひとつはルークの街から、北西へ約5kmの地点。ジュバ河をはさんで、ちょうど私たちが住んでいるコンパウンド（宿舎群）の斜め向いのあたり。（9月以降に出てきた難民約35,000人が集結している。）もうひとつはアリマタン・キャンプの下流、約2kmの地点。ここは私たちの農場のはぼ真向いにあたり、7月以降に出てきた難民19,870人が新たな地での生活を始めている。現在までのところ、1,288人しか登録されて

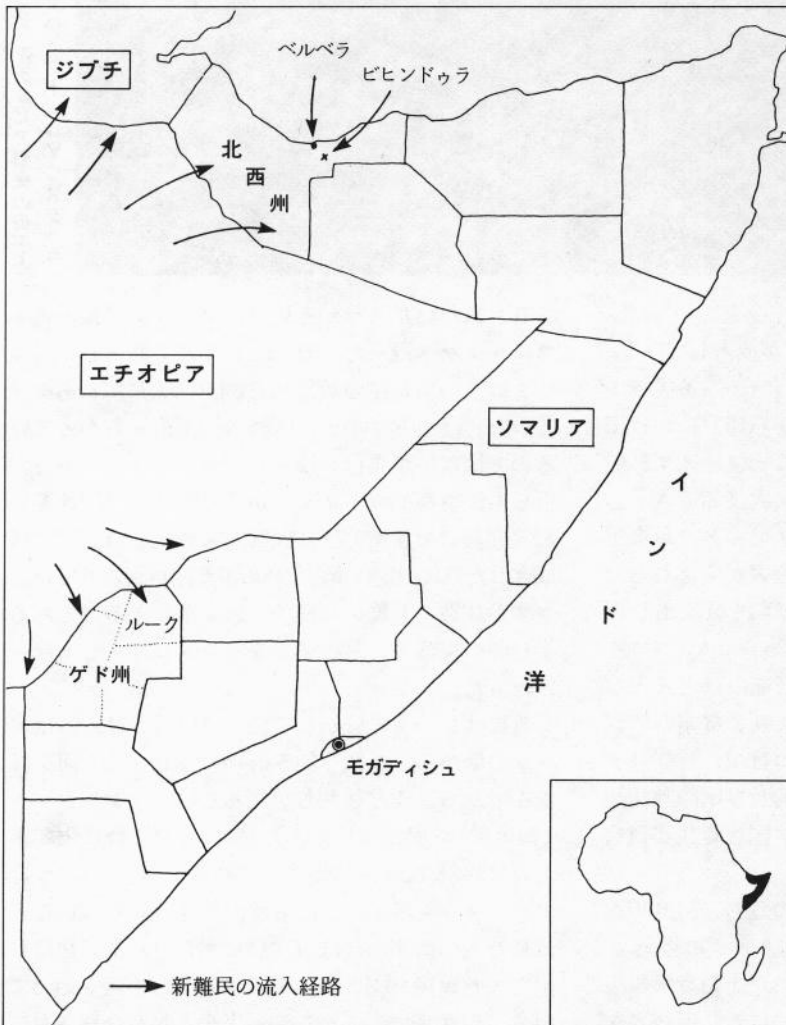
いず、その人々を除いて一切食糧は配給されていない。先月、子供3人が栄養不良のために死亡したということである。

エチオピア南部のシダモ州から、28日かけて辿(たど)り着いたというアブディカーデル・モハメッド・サラさん(男性・45歳)に聞いてみた。「7月の初め、機関銃(カラシニコフ)を持った兵隊が村にやってきて家畜を収奪していった。教会やモスク(回教寺院)も破壊された。抵抗する者は殺された。治安が悪くなったので、2人の妻(彼らはイスラム教徒)と8人の子供を連れて村を出ていくことにした。途中ケニア国境の近くチャランコで、空腹のため連れてきたラクダを殺して食べた。今は、この辺りの木を切って街で売り食い続けている。」(会話はアマハリ語)

バレ州から9日かけて先月着いたというファドマ

・モハメッド・アデンさん(女性・64歳)は、「9月の中頃、兵隊がやってきた。飛行機もきた。牛を50頭もっていたが全部もっていかれてしまった。夫と子供10人とロバ2頭で村を出た。夫は途中、エルカレという所で地雷を踏んで死んだ。ここに親戚はいない。」(会話はソマリ語)彼女の場合も子供に薪を拾わせたり、河の水を飲料水として売りながら生活している。雨について聞いてみたところ「昔ほどではないが降っている。」という返事が戻ってきた。

今回のこの新しい難民は、例外なく7月9日から11日かけてジュネーブで開催されたアフリカ難民援助国際会議(ICARA II)以降出てきている。この会議でソマリアは引き続き各国からの援助を取りつけることに成功した。この会議の直前、5月から6月にかけて、NRCとNSS(国家秘密警察)は、難民キャンプに立ち入る者に対して、かなり神経をとがら



↑せていた。スパイが潜入して難民の人口調査を行なっているらしく、そのことを極端に警戒しているということだった。いずれにせよ、会議前、難民の動きはなかった*1。それが終わった途端にこの状態である。

次から次へと人々は国境を越えてやってくる。政治に翻弄されたこの人々に罪はない。救援活動に従事する者として、今この新たな事態に激しい怒りを覚えている。加えて、NRCが最善を尽くしているのなら私たちも協力したいと思うのだが、しかし、現実には、外国から来ている私たちがこの問題を受けとめるほどの緊迫感には彼らの中にない。UNHCRソマリアの代表、ブラボー氏は会議の席上、あたかも私たちの気持ちを代弁してくれるかのように「この新たな事態に対して、UNHCRはすぐには動かない。まずNRCが動いてほしい。」と語った。

それでも、目の前の大地には、延々とアッカル（遊牧民の移動式の家）の集落が、遠々と続いている。虚脱感が襲う。

JVCが南のルーク地区で「難民の自立を目指す農場作り」を始めてから1年と4カ月。プロジェクトもようやく軌道にのり、難民や地域住民、そしてソマリアの難民担当の役所との関係もうまくいっている。私たちの農場では今年初めての収穫をみた。農場を歩いていると、あちこちから子供たちが焼いたとうもろこしを持って駆けてくる。「食べて。」と差し出す。長老は「お腹いっぱい食べることができた。雨は降らなくなったけれど、その代わりにJVCがポンプを持ってきてくれた。全てアラーの神の恵みだ。」と言って「ありがとう」を繰り返す。収穫をみたといってもまだ30haにおいてである。もちろんその収穫は、市場に出回り、新しく着いたばかりの難民たちの所へも切った木と引き換えに、流れていくことだろう。片や植林を行なうボランティア団体があり、片や伐採する難民がいる。死活問題だから止めることはできない。明らかに伐採の数の方が多い。土地はみるみる間に砂漠化していく。

200mの川幅を境に、こちら側では腹いっぱい食べられる者がいる。向こう側には腹をすかしている者がいる。今は雨季であり、まだ状況はいい。日中の気温もそれほど高くない。しかし来月からは乾季に入る。雨は止み大地はまた灼熱の太陽に曝（さら）される。ただならぬ事態になるのは確実と見られており、同じルークに住む者としての現在対応策を急

いでいる。

☆〔11月5日ナイロビ発テレックス〕

NRCの発表によると、7月から10月にかけてソマリア全土で123,194人の難民が流出している。

【11月9日 ハラレ（ジンバブエ）発】

NRC（ソマリア国家難民委員会）が最近発表したものをまとめると、4月以降、新たにエチオピアから難民としてソマリアに流れ込んできたものの総数、123,194人。内訳は、北部の北西州とアウダル州で44,000人、南部のパコル州で16,324人、ゲド州で62,870人。このうち、北西州とアウダル州では、7月に大量の難民が流入したこともあって、おおかたの認定作業は終わり、10月中旬で36,288人が難民として登録された。その内訳はソマリ族が約65%を占め、そのうちガラ族（オロモ）とイサーク族が約35%であった。現在ベルベラ軍港の南60km、ビヒンドゥラに設けられたビヒン難民キャンプへの移送が続いている。ゲド州でも10月の末、UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）とWFP（世界食糧計画）及びNRCで構成された調査団によって2,600家族のインタビューが行なわれた。調査団の1人、ドボ氏（WFPソマリア代表代理）に調査の結果をたずねたところ、「約50%が純粋な難民、30%が干ばつによって直接被害を受けたもの、残り20%は、そのどちらでもないものと認定された。」ということであった。（「どちらでもないもの」とは、①通常ソマリア国内にいて遊牧生活を営んでいたもの、②近くに住む地域住民、③既存の難民キャンプですでに登録しているものである。）

今回の新難民の流入は北の方で7月以降、南の方9月以降急激に増えた。主な原因は、やはり無宗教政策の名の下に行なわれている軍隊による教会、モスクの破壊活動と、それに伴う治安の悪化のようである。難民流出のピークは過ぎたとはいえ、現在も1日に80～90人の割合で出てきている。今年中に、おそらく約70,000人が新難民として認定され登録されるのではないかと推定される。NRCは、80,000人を対象とする緊急援助に必要な食糧・物資の要請を出している。

* 1…難民の人口調査

アフリカ全般にわたって言えることだが、難民の数は捉え難い。特に遊牧の生活形態を保っている人々の数を把握することは至難の業である。

1. 「難民」(Refugee)とは？

1. 難民の定義

国内・外の戦乱，人権の侵害，抑圧などにより，祖国を後にし国境を越えた人々を一般に「難民」と呼んでいる。生きていくための手段を失った彼らは，身の安全と保護を求めてそれこそ着の身着のまま国境を越える。時として，それは命がけであり，炎天下に地雷の埋まった地域を数10キロ歩き続けたり，荒れ狂う海へ向かう小船に乗り込んでいくのである。途中，飢えや病気のため，息とだえる者，家族と離れ離れになる者は数知れない。

「難民」と呼ばれる人々が流出する状況は，千差万別であり，歴史的・地理的にも異なる。一概に定義づけるのは，困難であるが，現在，国際法規上の最も基本的で，かつ世界96カ国（1984年2月1日現在）が締約しているものに，「難民の地位に関する条約」（1951年7月28日採択，1954年4月22日発効）と「難民の地位に関する議定書」（1967年1月31日採択，同年10月4日発効）がある。（この条約と議定書を合わせて，一般に「難民条約」と通称される。）この難民条約によると，「難民」とは，『人種，宗教，国籍，特定社会集団への所属，または政治的意見の故に迫害を受けるという，十分に根拠のある怖れのために，自国の外にあって，かつ，自国の保護を受けることのできない者，または，このような怖れのために自国の保護を受ける意思を有しない者』というように定義されている。「難民条約」は，前文の他に，「難民」の定義を含めた一般規程，法的地位，職業，福祉など全7章からなる条約で，難民と認定された人々に対する庇護（asylum）についての締約国の義務について定められている。ただし，この「難民条約」は，「1951年1月1日以前に発生した事件の結果として」難民となる者を対

象としており，しかも地域的には，ロシア革命と2度にわたる世界大戦を経験したヨーロッパを中心に考えられていた。しかしながら，1951年以降も難民の流出は続き，ヨーロッパのみならず他の第3世界に属する諸国，特にアフリカなどでも多くの人々が難民となったのである。「終わりなき事態」に対応するために，難民条約の時間的地理的限定をとり除き，「難民」の定義の範囲を拡大したのが，難民議定書である。

2. 多様化する難民問題

自国の保護を受けられないか，あるいは迫害を怖れてこれを望まない難民には，国際的保護が必要となる。1951年1月1日の設立以来，こうした難民に対して国際的保護を与え，難民問題の恒久的解決を進める上で大きな役割を果たしてきたのが，UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）である。UNHCRの任務，権限を規定した「UNHCR規程（Statute）」（1950年）の中で基本的なものが，難民に対する「国際的保護」の付与であるわけだが，要するに，難民が逃れた国（第一次庇護国）で十分な保護を受け，有利な法的地位を認められるよう努めることである。こうした法的地位の中で最も重要なのが，「ノン・ルフールマン（non refoulement）の原則」（難民条約第10条）で，難民を国外退去させ，迫害の怖れのある国に強制的に帰国させることを禁止するものである。

「難民条約」に定義された難民は，亡命者というニュアンスに近く，いわゆる「条約難民」と呼ばれる狭義の難民である。しかし，UNHCRが設立されて以来，30年以上が経過した現在，難民問題は質的にも量的にも複雑になってきており，恒久的解決を増々困難なものにしている。この10数年の経緯を見ても

わかるように、インドシナ難民やアフリカ飢餓難民の全てが「条約難民」とみなされるわけではない。非常に短い期間に数万、数10万にも上る人々に対して、「難民条約」の規程を満たしているかどうか個別に難民一人ひとりを審査して認定するのは非現実的だからである。そのためにUNHCRは、その設立以来、国連総会で採択されたいくつもの関連決議を受け、「条約難民」以外の人々にも、その権限の及ぶ限り人道的な立場から救援のための活動を継続的に行なってきた。その保護の対象を、迫害を避けるために国境を越え国外に逃れた人々だけでなく、人為的な災害のために国外にあるいは自国内で流民(displaced persons)となった人々にまで拡大している。いわゆる広義の難民である。前述したように難民流出の原因は様々であり、ただ単に戦乱と政治的理由のためだけではない。人災にせよ天災にせよ、特に最近では干ばつや洪水といった自然環境の大きな変化も大きな原因の1つである。

3. 難民問題への地域的取り組み

「難民条約」、「難民議定書」という2つの国際規約の他にも、数カ国間で難民問題に対処してゆこうという試みがなされており、その中でも特に重要なのが、1969年の「アフリカ統一機構(OAU)難民条約」である。アフリカにおいて難民が流出する背景は、複雑でありかつその数は大量である。OAU難民条約には、1951年の「難民条約」を補完し、その効力を充分発揮できるように現実に則した条項がもりこまれている。先ず難民の定義であるが、「難民条約」の「迫害」の存在の有無を必ずしも難民認定の要件としておらず、定義の範囲を拡大していることである。第2点は、難民受け入れ国の庇護(保護)に関して、「ノン・ルフールマンの原則」に例外を認めていないことである。その他にも、難民の破壊活動の禁止、自発的帰国に関する規定など、

OAU難民条約特有の重要な条項がある。難民に関する国際難民法としては、従来の条約を大きく発展させたものであり、かつ難民の法的地位を確立するための規範となるものである。ただし、OAU難民条約を成立させたのがアフリカ諸国であるならば、これを成立させねばならなかったほど、アフリカが解決困難な問題を抱えている事実も忘れてはならないであろう。一たびアジアに目を転ずると、1984年2月1日現在、「難民条約」と「難民議定書」を締約している国は、日本を含め6カ国のみで、しかも地域的レベルでの難民に関する条約は存在しない。インドシナ難民、アフガン難民を抱え、難民問題の恒久的解決を模索するアジアにとって、先のOAU難民条約は多くの示唆に富んでおり、我々が学ぶべき点は多い。

4. 難民救援活動の協力体制

世界で1,000万人にも上り、広範囲に存在する難民に対し、UNHCR単独で難民救援活動をすることはとうてい不可能な事である。難民問題に関心を寄せる個人、民間救援団体(NGOs)、政府(間)機関、国際機関からの支持・支援は不可欠であり、その密接な協力関係によりその任務を遂行している。国連内部の専門機関としては、WFP(世界食糧計画)、UNDP(国連開発計画)等が挙げられる。政府間機関では、難民を移送する際の諸々の手続きを行なうICM(国際移民委員会)があり、またこの他にも国際機関には、医療面での救援に従事するICRC(赤十字国際委員会)がある。中でも、過去数10年間にわたって、継続的に受益者である難民に直に接し、柔軟に救援活動を行なってきたのは、民間の救援団体(NGOs)である。こうしたNGOsの人道的活動に対する国際社会の評価は近年高まりつつある。NGOsの中には、UNHCRからの財政支援を受け、援助計画を遂行する「実施機関」として活躍している団体もある。

2. 国際社会による難民救済の起源

難民救援というと、アジアやアフリカを思い浮かべがちだが、その起源はヨーロッパにある。なぜ難民が生まれ、また国際社会がいかに対応してきたか、初期の経過を中心に、その歴史を追ってみる。

1. 難民高等弁務官ナンセンとその業績

「難民救援」が初めて国際問題として取り上げられたのは、第1次世界大戦後、革命後間もないソビエトに残された多くの捕虜の問題が深刻化した時であった。国際連盟は、この問題を早急に解決するために、北極探検で有名なフリードフ・ナンセンを高等弁務官に任命した。その後も、ロシア難民の救済のために国際連盟はナンセンを再び高等弁務官に任命する訳だが、難民の国際的保護の創始者であるナンセンが残した業績は、人道主義的問題が国際協力によって解決される事をまさに証明するものであった。

第1次世界大戦とほぼ同時期に、大量の難民を発生させた事件が2つあった。1つはロシア革命（1917年）である。革命に反対する150～200万人が祖国を脱出した。また、もう1つは広大な領土を誇った複合民族国家、オスマン・トルコ帝国の崩壊である。1912年に始まったバルカン戦争では、トルコ領内にいたギリシア人50万人を中心にブルガリア人、トルコ人などが住み慣れた土地をおわれている。また、アルメニア地方に住むアルメニア人は民族自立を求めたが認められず、迫害をのがれるために約32万人がトルコ国外に避難したのである。同じように、メソポタミア出身のアッシリア・カルデア人3万人も祖国にとどまる事ができなかった。さらに、ギリシア・トルコ戦争の終了後、小アジアに居住する140万人のギリシア人とギリシアに居

住する40万人が“交換”され、難民同様に帰国した。

こうした事件の結果、難民となった人々に対する、ナンセンの活躍は目覚ましいものがあった。まず、26カ国、447,604人の捕虜を祖国に帰還させる事に成功した。さらに、ロシア難民への救援活動を続けると同時に、時を同じくして、ロシアとウクライナ地方に発生した飢餓による被害者の救援も実行し、約700万人が餓死から救われたと言われる。

1922年には、祖国から、あるいは庇護国から何の外交的恩恵も享受していなかったロシア難民に対して、身元証明書が発給される事になった。いわゆる「ナンセン・パスポート」と呼ばれるものであるが、これは限定的であるものの、難民の移動の自由を保証するものであった。ナンセンは、1923年にアルメニア難民のほとんどをアメリカへ、10万人をシリアへ移住させたのだが、その翌年1924年には、アルメニア難民にもナンセン・パスポートが発給される事になったのである。さらに、ギリシア・トルコの“交換”に際しては、ギリシアで大規模な飢餓が生じたが、それに対しても敏速な援助を実施し、事態を速やかに改善した。

1933年には、国際連盟で「難民の国際的地位に関する条約」が調印され、8カ国で批准された。

2. ドイツ第3帝国の台頭と難民流出

難民に関する初めての国際条約が調印された年（1933）は、皮肉な事に、さらに大量の難民を生み出す契機になった年でもあった。この年、ヒットラーがドイツの首相に就任した。ヒットラーは、徹底した反ユダヤ人政策

をとり、武力をもってその勢力範囲を拡大していった。そのため多くのユダヤ人が国外に流出し始めた。国際連盟は、「イスラエル人その他」難民のための高等弁務官事務所を開設、これに対処しようとした。しかし、ヨーロッパの状況は悪化するばかりであった。ポーランドが、ソビエト、ドイツ2カ国によって分割され、各々100万人を越す人々が強制収容所に送られた。男性は軍隊に強制的に編入され、地方ではユダヤ系住民の虐殺が起こった。フランコの勝利に終わったスペインからは、40万を越す難民がフランスに流出し、やがてヨーロッパ全域で本格的戦争に突入していった。

1945年、第2次世界大戦が終了した時には2,000万人とも、3,000万人とも言われる人々が祖国を離れていた。この難民問題を複雑にした要因を、ユーゴスラビアを例にとる。ドイツはユーゴスラビアを侵略したあと、同国の多くの人々をドイツ国内に送り、強制労働に従事させた。ユーゴスラビア国内は、2派の反ドイツ抵抗組織が活動していたが、ソビエトの支援を受けて勝利を納めたチトー派が支配する事になり、もう1つの抵抗組織に弾圧を加えた。その結果、終戦時にドイツに抑留されていたユーゴスラビア人のなかには、故国への帰国を望まない者も少なくなかったのである。とはいうもの、彼らが行くべき国があったわけではない。ユーゴスラビアのみならず、ポーランド、バルト3国、ウクライナ、ルーマニア、チェコスロバキアなど、第2次世界大戦中、1度はドイツが占領した国の多くでこの種の問題が生じたのである。

3. IROからUNHCRへ

第2次世界大戦後、難民の本国帰還に力を尽くしたが、1943年に設立された「連合国救済復興機関(UNRRA)」と、これを継承した国際連合の専門機関「国際避難民機関

(IRO)」である。1950年ごろになると、IROの努力の結果、難民に関する主な事業は達成されてはいたが、全てが解決したわけではなかった。そのため、国際連合はIROに代わる新しい機関として「UNHCR(国際連合難民高等弁務官事務所)」の設立を承認したのである。豊富な資金と人員を持っていたIROと違い、UNHCRは諸国の政府と民間団体の調整役と位置付けられていた。しかし、UNHCRが活動を開始すると、難民救済事業のための基金・資金を持つ事の必要性が認められる様になった。また、UNHCRは、ごく限られた期間、ごく限られた任務を担当するための暫定的な機関とされたが、以後、再三にわたって延長され今日に至っている。

戦後の大きな難民問題としては、パレチナ難民(100万人以上)と、朝鮮戦争後、38度線の北に帰る事を拒否した自国難民(300万人)があるが、国連内に各々専門機関(UNRWA, UNKRA)が設立され、対策を構じた。その他、インドとパキスタンの分裂(合計で1,500万人)、第1次ベトナム戦争(90万人)、中国から香港への難民(100万人)など、自国難民問題は頻発した。また、1956年に起きたソ連のハンガリー武力介入事件では、約20万人の人々が難民となったのである。

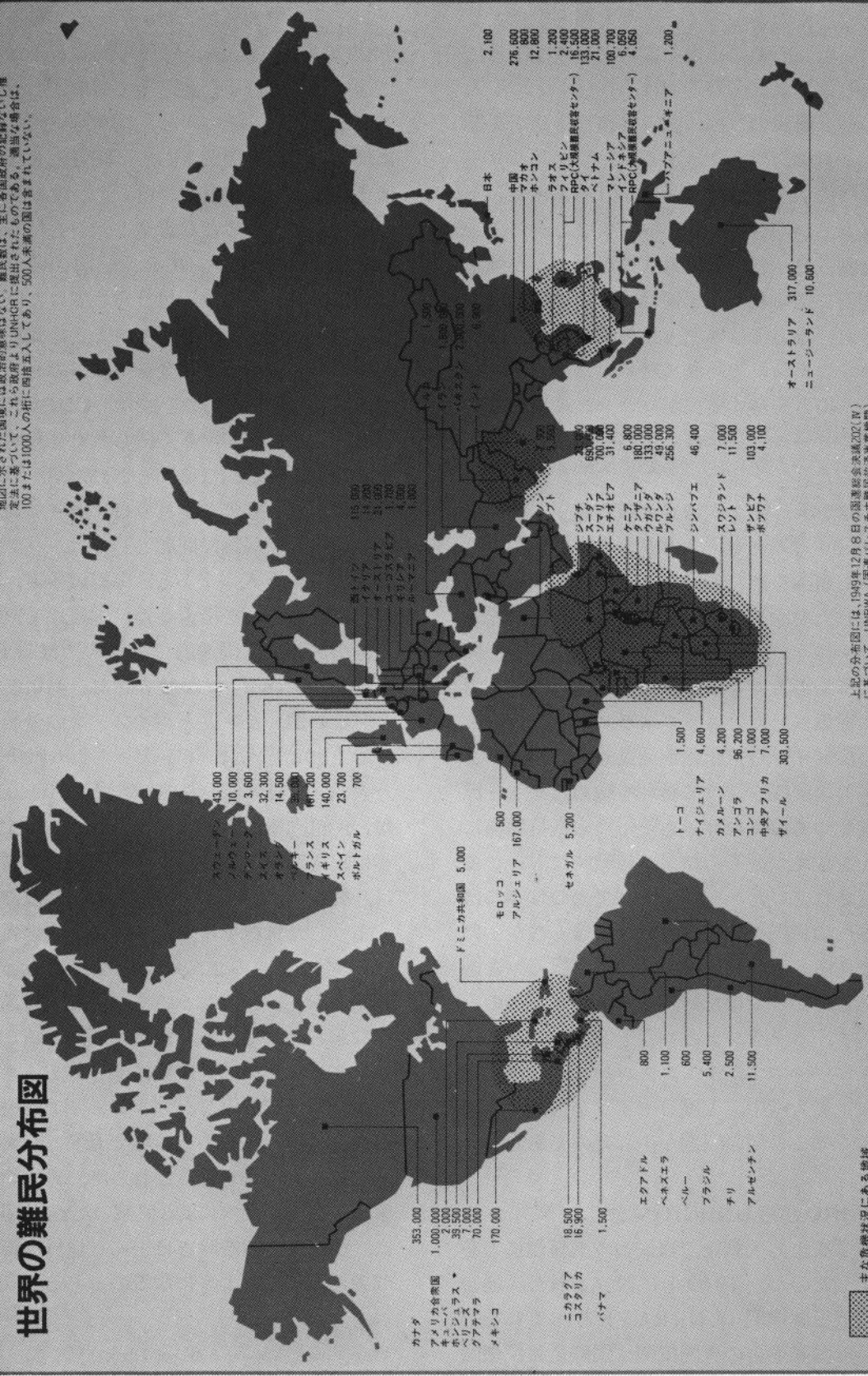
こうした状況下において、第2次世界大戦後の難民問題の恒久的解決を主目的としたUNHCRも、次第にその権限を拡大せざるを得なかったのである。たとえば、1957年にはアルジェリア独立戦争に際してチュニジアとモロッコに流出したアルジェリア難民約20万人に援助し、そのうち約2万5,000人の本国帰還を実現させた。これ以降、頻発する紛争、干ばつや洪水による飢餓のため、UNHCRは、パレスチナを除きほとんど世界中の難民問題と取り組むようになるのである。(檜)

*参考文献

「難民」ロベール・サロモン著(白水社)

世界の難民分布図

地図に示された国境には政治的意味はない。難民数は、主に各国政府の記録ないし推定に基づいて、これら政府よりUNHCRに提出されたものである。適当な場合は、100または1000人の桁に四捨五入してあり、500人未満の国は含まれていない。

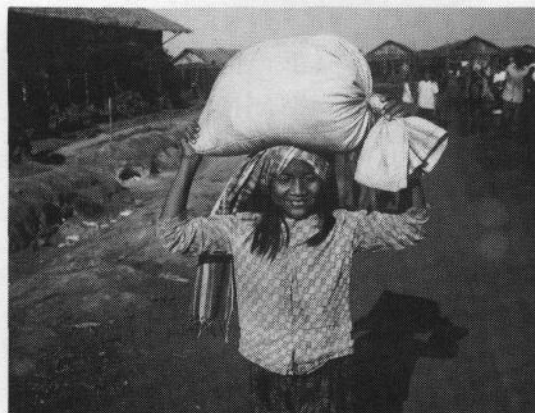


上記の分布図には、1949年12月8日の国連難民条約(第27条)に基づいて、UNHCR(国連パレスチナ難民救済事業機関)の管轄下に置かれたパレスチナ難民は含まれない。

主な危険状況にある地域

難民数は1984年1月現在

3. インドシナ難民



タイ、カオイダン難民キャンプ

1. 1975年4月30日

過去数10年あるいはもっと以前から、外部勢力によって主権を蹂躪（じゅうりん）され、またその一方的な政策によって国家の運命を翻弄され続けたインドシナ3国（ベトナム、ラオス、カンボジア）は、1975年4月30日のサイゴン（現在のホーチミン市）陥落を契機に一大転機を迎える。ベトナムでの政変は隣国のラオス、次いでカンボジアにも波及し、この2つの国も社会主義体制へと移行したのである。難民となった旧政権の関係者の流出は、この1975年から始まっている。しかし、その後もカンボジアにおけるポル・ポト政権下での急激な国内改革は、政治・経済の崩壊と多くの死者をもたらし、内戦はベトナムの介入をまねいた。結局1979年1月には、ヘンサムリン政権によってカンボジア人民共和国が成立したが、この戦乱の他に中国とベトナムが武力衝突するという事件も重なり、79年の終わりにインドシナ難民流出の数はピークに達し、数10万人もの人々が、陸路づたいに国境を越え（ランド・ピープル）、あるいは小さな漁船を海にこぎ出して難民（ボート・ピープル）となったのである。

2. 流出の経路

(1) カンボジア難民

1979年の暮れ、身の安全と食糧を求めて数10万もの人が、陸路づたいに国境を越えた。飢えと病気のために力つきて倒れてゆく人々の惨状は、世界の注目を集め、各国から多くの救援団体とボランティアが活動を開始した。タイ国内に流入したカンボジア難民は、各難民キャンプに収容されたが、その他にも800キロにわたるタイ・カンボジア国境の難民村（Encampment）には、現在でも20万人以上のカンボジア人が滞留している。この難民村に対しては、WFP/UNBRO（世界食糧計画/国連国境救援機関）が実質的な援助を行っている。

(2) ラオス難民

1975年の政変以降、ベトナムの影響下にある現政権の政治・経済政策を嫌い、30万人近いラオス人が国境のメコン河を泳いだり、小舟で渡りタイ領に入った。言語的にも東北タイとラオスは近く、また昔から交易が盛んであった。ラオス難民は、低地ラオス人と、モン族等の山岳民族に大別される。特に山岳民族の場合、独自の生活様式を保持しているため、第三国定住は困難な場合が多い。

(3) ベトナム難民

陸路、カンボジアを通してタイ国境に逃れた人々もいるが、ベトナム難民のほとんどがいわゆるボート・ピープルである。まさに沈まんばかりの小さな漁船に乗って海に脱出し、海上で外国籍の船舶に救助されたり、近隣の国々に漂着した数は100万人以上といわれる。しかし、命がけであるが故に漂流中に船が故障したり、食糧・水・燃料の不足、悪天候や海賊の蛮行、航行中の大型船舶が非情にも救

助しなかった事などにより、洋上で息絶えた人々の数は計り知れない。

近隣諸国、すなわちタイ、マレーシア、シンガポール、インドネシア、フィリピン、香港、中国といった国々に漂着した、あるいは漂流中、他の船舶に救助されたベトナム難民は各地の一時滞在収容施設を経て、第三国へ定住していった。

1979年には、ベトナム政府とUNHCRの間で「合法出国計画 (Orderly Departure Programme)」に関する覚書きが取り交わされ、これによって「家族の再会」に基づく人道的ケースに限り、「ボート」ではなく安全に出国することが可能になった。

3. 庇護国の受け入れ体制

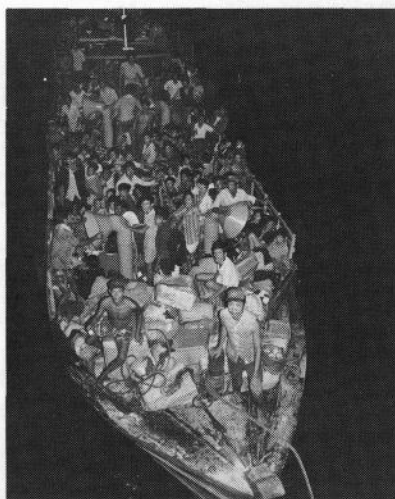
インドシナ難民の全てが、「難民条約」・「難民議定書」にいういわゆる「条約難民」とみなされるわけではない。しかし、「難民及び避難民 (Refugee and displaced persons)」といわれる広義の難民であることには変わりはない。インドシナ難民の第一次庇護国である、タイを始めとする東南アジアの諸国は、フィリピンを除きいずれも「難民条約」・「難民議定書」の締約国とはなっていない。ましてや地域的な難民保護の条約も存在しな

い。これまでこうした庇護国の難民受け入れは、時間的制限や第三国の定住許可を取りつけた場合に限るといった条件づきではあるが、人道的な立場から難民の一時滞在を認め庇護を与えてきた。難民・避難民への実質的援助を行ないながら、難民の庇護国との交渉・調整に当たってきたのがUNHCRである。

4. 滞留するインドシナ難民

数は少ないがラオス難民、カンボジア難民が、本国へ自主帰還し、また多くのインドシナ難民が、アメリカ、カナダ、フランス、オーストラリアといった第三国へ定住していった。しかしながら、タイとカンボジア、ラオスとの関係が緊張状態にあり、また第三国の定住受け入れ枠が縮小されつつある傾向にある現在、いまだに数多くの難民が、明日をも知れぬ不安な生活を送っているのである。タイだけを例にとってみても、点在する難民キャンプには、12万人もの難民が滞留しているのである。

世界中にその惨状が伝えられ、様々な救援の手が差ししのべられた5年前に比べて、人々のインドシナ難民に対する関心と記憶は、薄れつつある。しかしながら、いまだに問題は解決していないのである。



ボート・ピープル (UNHCR)



アメリカに定住したラオス難民 (UNHCR)

インドシナ難民

東南アジア各国に一時滞在するインドシナ難民

UNHCR 資料

1984年10月31日

海路 : 39,220人

陸路 : 122,722人

計 161,942人

ガラシ・レセプションセンター (インドネシア)



「キャッチ22」の一事例

アレクサンダー・カセラ (UNHCR 東アジア・オセアニア課長)

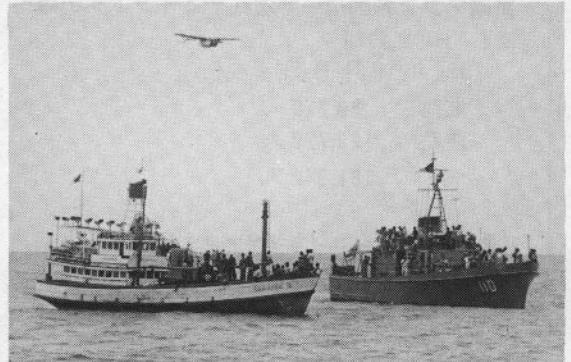
祖国を逃れ出るベトナム人の数は減少しつつあるが第三国定住の受入れ基準が厳しくなっているため、第一次庇護国の抱える負担はいまも続いている。

ベトナムから東南アジア各国の第一次庇護国に到着するボート・ピープル数は現在では月平均2000人になっている。他方国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) の提唱により実施されているベトナムからの合法出国計画 (ODP) によって出国する数も月平均2000人程となっており、時にはボートで流出する難民数を上回ることもさえる。

しかしながら、ベトナムからの流出数が著しい減少を見ている一方、第三国定住の受入れ枠が狭まって来ている結果、第一次庇護国で第三国定住を待つボート・ピープル数は過去3年半の間ほぼ4万人前後で推移している。問題をさらに難しくしているのは、この数字には、定住受入れを拒否され、それに代わる解決策も見当たらない難民も含まれており、それが日に日に数を増しつつあることである。かくして、ボート・ピープル流入数の減少という好ましい事態も、定住受入れ数の減少により効果が相殺されてしまう結果となっている。

事態がこのような展開を見せていることから、好ましくあらざる結果がいくつも生じて来ている。東南アジア諸国における一時庇護の付与が依然として第三国への定住受入れを条件としているという事実から主要な問題が生じている。具体的には、新たに流入する難民の受入れ拒否、ベトナム脱出を思いとどまらせるためにとられる増々過酷な方策などがこれである。また、ベトナム難民を救助しても上陸が認められないのではないかという懸念から (これは根拠のないことであるとしても)、公海上で難民の救助を拒む船長や船主も増えてきている。難民のキャンプ滞留の予想外の長期化により、東南アジア全域において多額の経費を要する生活援護計画が延長を余儀なくされ、このため、UNHCRでは1984年度も、ボート・ピープルに対してだけでも約2,900万ドルを支出することとなる見込みである。

1975年以降、難民のベトナム脱出の波は2つあった。最初のグループは南ベトナム人に限られ、人数は13万人程で、サイゴン陥落の数週間前にアメリカ



南シナ海で救助されるボート・ピープル (UNHCR)

人の脱出者とともに出国し、大半は間もなくアメリカに定住した。これに続く2年間における難民のベトナム流出は統計上小さなものであり、難民の脱出が国際的次元の危機となったのは1978年になってからである。

難民流出のこの第2波は、いくつかのグループから成っていた。南部からのグループは大型の船で多少は組織だった方法で出国した中国系難民や、もっと危険な方法で脱出を図ったベトナム人難民であった。この難民達のほとんどはタイやマレーシア、またはインドネシアへと向かったが、フエ、ダナン地域からの難民だけは、だいたい香港に向かった。北部からの難民は主として中国系の人々から成るグループであり、ほとんどが国境を越え中国へ流入した。これ以外の北のベトナム難民は小型の船で中国または香港を目差して出国した。

この危機に直面したUNHCRは、先ず最初に難民が第一次庇護国から受入れを拒否されることのないよう図ることで難民を保護した。さらには難民の日々の生活上のニーズを満たすため、援助計画を立て、難民の生活を保障すべく努めた。この段階までが確保された後で、UNHCR並びに国際社会に求められたことは、どんな難民問題にも適応される伝統的な3種の解決策に基づいて対応を図るということであった。すなわち、難民の自発的な本国帰還、第一次庇護国での定住、第三国定住の3つである。

いかなる難民問題においても、UNHCRとしては自発的な本国帰還が好ましい解決策であると常に考えてはいるが、実際にはあまり期待できる方策では

ないことが判明している。ベトナム政府の側では難民の本国帰還という原則を一度も拒否したことがないにもかかわらず、過去9年間にベトナムに帰還した難民は10数名しかいないのである。

第一次庇護国での定住に関しては、東南アジア諸国が大量のベトナム人を定住させる用意はないので原則として拒否されている。家族再会に基づくケースを何件か受け入れた香港など例外もいくつかはあるにせよ、ベトナム人の東南アジアにおける現地定住は可能な解決策とみなされていない。中国に定住した難民は例外中の例外であり、第三国定住に代わる解決策は今だに見出されていないのである。

— < 中 略 > —

中国の場合はむしろ例外であるが、UNHCRとしては他に代替策もなかったため、東南アジア各国において難民が第三国定住で出国するまでの間は生活援助計画を進めなければならなかった。この第三国定住はベトナム人にとって今日でも唯一の実現可能な解決策ではあるが、西欧諸国における経済的、社会的情勢の変化により、単に難民受入れ枠が全体的に削減をみただけでなく、多くの政府が移民受入れ基準を適用するようになった。これにより、以前なら難民というだけで第三国定住の資格を与えられた人々の大部分が今では除外されている。

第三国定住のこういった制限により、東南アジア各国の多くの政府は新たな抑止政策を難民に対して採るようになった。香港当局が1982年7月に「閉鎖キャンプ」方式を導入した意図もそこにあった。このシステムは、ベトナム難民に労働することを禁じ、香港政庁矯正局管轄のキャンプ内に閉じ込めておくというものである。

閉鎖キャンプ政策は、ベトナム難民が香港に流入しないようにすることを意図したものであった。1982年7月以前には、難民は市の中心地にあるオープン・キャンプに居住し、仕事に就くこともできるという快適な状態であった。このような状況が難民にとっては非常に魅力あるものであり、このために香港が他の理由ではベトナムを離れそうにもない人々をも引きつけていたのではないかと香港当局は考えるに至ったのである。とはいえ、これらの政策が採られた決定的な要因となったのは、結局は第三国定住枠の激減であり、特にアメリカが1982年の半ばに定住受入れ基準を徹底的に引き締めたことであった。香港当局は、難民流入を減らすため何らかの措置をとらなければならないと感じたのである。

香港の閉鎖キャンプ設立より2年経過した現在、この政策が果してどの程度実際に奏効したかということになると明快な答えを見つけ出すのは難しい。なぜなら実際に香港内の難民数(およそ1万2,500人)が少しも減少を見てはいないのみならず、抑止政策が香港もしくは、当初から抑止政策を原則としている他の東南アジアの国に行くのをどれほど思いとどまらせることとなったか否かを証明するのは不可能だからである。

さらに懸念されるのは、この抑止政策なる概念がそもそも矛盾ではないかということである。難民が庇護を求めるとを思いとどまるようにするためには庇護国での生活状態を出身国の状況よりもひどくして耐え難いものとする以外にはないのであろうか? そういうことが実際には行なわれぬとして、かつ又難民の抑止力が絶対的ではないとするなら、決意強固な経済移民に対し、意志の弱い真正な難民が存在する場合、抑止策で思いとどめさせられた者が真正な難民ではないと誰が断言できるであろうか?

しかしながら、難民の流出を抑制するこれらの試みからさらに困難な問題に目を転ずるなら、難民の第三国定住問題は、本質的に未解決のまま残っている。一方、ベトナム難民のうち相当数が(香港における北部ベトナム出身者の場合は97%にもものぼる人数)すべての第三定住国から受け入れを拒否され、さらに、ベトナムからの難民流出が、数こそ減少しているとはいえ未だに続いている中で、東南アジアのキャンプにおけるポート・ピープルは、控え目に言っても依然として困難な状況にある。第一次庇護キャンプの難民数はまだ何とかなる範囲ではあるが難民が解決策もないまま滞留することのないよう、さらには、第一次庇護国と国際社会の双方が終わりのない問題を負わされないような新しい、想像力に富んだ方策を見い出す必要がある。

(編訳 平井道子)

*1 「キャッチ22」米国の作家ジョセフ・ヘラーの小説(1961)

戦争という狂気の世界から自由への脱出が絶望的であることを描いた作品であることから、人を不当に絶対絶命に陥らせる状況、絶対に勝ち目のない理不尽な状況を指す。

*2 アレクサンダー・カセラはUNHCR ジュネーブ本部の東アジア・オセアニア課長。ここに掲載されている見解は同氏個人のものであり、必ずしも国連の見解を代表するものではない。

4. アフリカ難民

1. アフリカの苦悩

アフリカの「難民問題」は、その背後にある歴史的・地理的要因を看過するわけにはいかない。16世紀に始まる奴隷貿易の暗黒時代を経て、その後も、1884・85年のベルリン会議においてヨーロッパ列強諸国によるアフリカ大陸の分割が行なわれたのである。厳しい自然条件と闘いながらも、歴史の中で培われた伝統を守り、自然と調和しながら生きてきたアフリカの人々にとって、分割は一方的なものであり、民族、そして部族の絆までも無視したものであった。国境という列強国の遺物は、今日のアフリカにさえも、大きな影響を及ぼしているのである。

1960年代以降、アフリカの多くの国々が独立を達成した。しかしながら、現在の世界構造において政治的・経済的に従属的な立場から脱却しきれないアフリカの諸国は、自国内的あるいはそれを取り巻く外的不安定要因の故に、本当の意味での自立した国家建設の鍵を握れていないのである。

2. 難民流出の背景

アフリカにおいて難民を流出させる原因は、それぞれ様ではないが、主に外部勢力をも巻き込んだ国際紛争、内戦、部族間抗争、そして南アフリカ共和国のアパルトヘイトに代表されるような人種差別である。また、過酷な自然条件も大きな原因の1つである。人災にせよ天災にせよ、長期の干ばつは「飢え」を引き起こし、難民流出あるいは自国内の避難民の増加に拍車をかけている。これまでこうした事態に対しては、UNHCRを始めとするWFP（世界食糧計画）やUNDP（国連開発計画）といった国連機関、ICRC（赤十字国際委員会）、そして各国の民間救援団体が、迅速かつ継続的に救援活動を行ってきた。

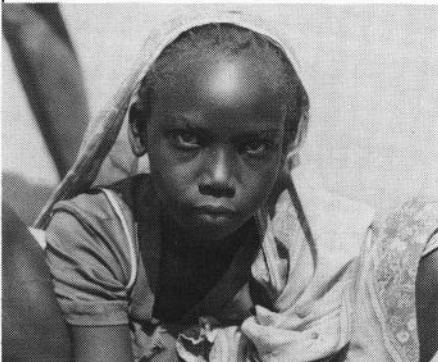
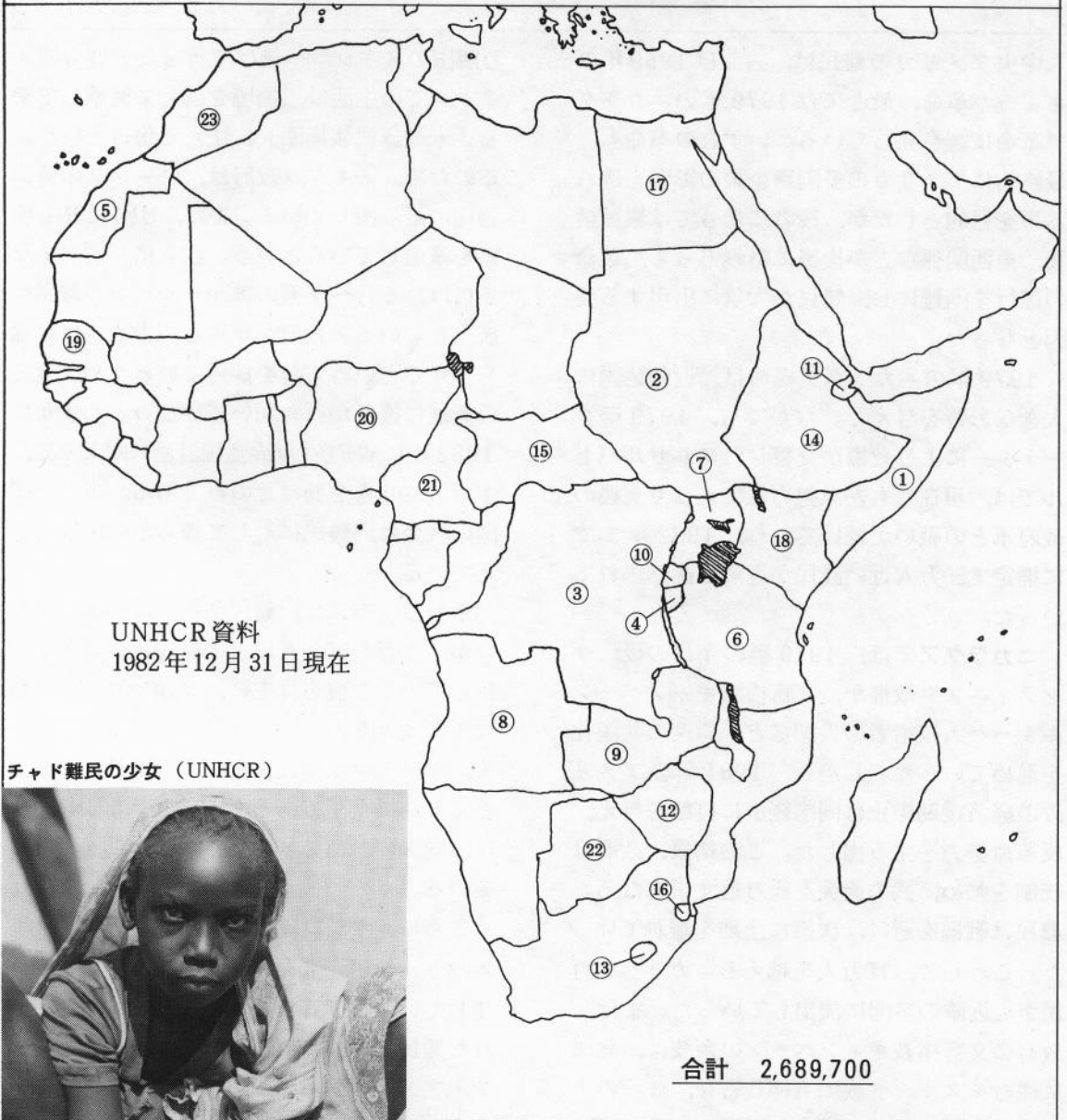
3. アフリカ諸国の取り組み

現在、世界の最貧国のほとんどがアフリカに集中している。難民を大量に流出させているのがアフリカならば、自国内で多くの問題を抱えながらも寛容に難民を受け入れているのもアフリカなのである。こうした終わりなき難民流出・流入の問題に対して、これまでアフリカ諸国は最善の努力を払ってきた。1969年には、国際難民法上、規範となるべき「OAU（アフリカ統一機構）難民条約」を成立させ、それは1979年のタンザニアで開催されたアルーシャ会議（Pan-African Conference on the African Refugee Problem）に受け継がれた。その後も、アフリカの難民問題の解決と国際社会の協力体制を確立するために、1981年にICARA（International Conference on Assistance to Refugees in Africa）、次いで今年ICARA IIがスイスのジュネーブで開催された。

4. ICARA IIと難民の庇護国定住

難民問題の恒久的解決のうちで最も理想的なのが、本国自主帰還であり、UNHCRはこれまで数多くの難民の本国帰還を実現させてきた。また、第三国定住の可能性が希少であるアフリカ難民の場合、もう一つの選択は庇護国での定住しかない。しかし、自国の経済状態さえも豊かでない多くの庇護国は、大量の難民受け入れは重圧となっている。ICARA IIではこうした庇護国の重圧を軽減し、インフラストラクチャー（社会的経済的基盤）を整備するためのプロジェクトがまとめられた。また難民に対する人道的救援活動に開発援助的要素を加味した定住計画が、現在庇護国、UNHCR、そして多くの民間団体の協力の下で進められている。

アフリカ難民



1. ソマリア	700,000	9. ザンビア	89,000	17. エジプト	5,500
2. スーダン	637,000	10. ルワンダ	62,000	18. ケニア	5,200
3. ザイール	301,200	11. ジブチ	35,000	19. セネガル	5,200
4. ブルジン	214,000	12. ジンバグエ	20,200	20. ナイジェリア	5,000
5. アルジェリア	167,000	13. レソト	11,500	21. カメルーン	3,500
6. タンザニア	159,000	14. エチオピア	11,000	22. ボツワナ	1,300
7. ウガンダ	116,000	15. 中央アフリカ	7,400	23. モロッコ	500
8. アンゴラ	96,200	16. スワジランド	7,400	24. その他	30,000

5. ラテン・アメリカの難民

中央アメリカの難民は、古くは1959年のキューバ革命、最近では1979年のニカラグア革命に端を発している。いずれの革命も、最終的にアメリカの多国籍企業の影響を逃れる事を目的としたが、後者にとっては累積債務、東西関係などが複雑に絡みあって、革命の遂行を困難にし、難民が大量に出現する要因となった。

1979年のニカラグア革命は、近隣諸国に大きな影響を与えた。なかでも、1979年クーデターにより政権が交替したエルサルバドルでは、現在でも左派勢力とアメリカ支援の政府軍との戦いが続いており、1982年までに推定で50万人近い農民が近隣諸国へ逃れていった。

ニカラグアでは、1979年の革命の後、サンディニスタ政権が、文盲撲滅キャンペーン、キューバ人技術者の入国など、急速に共産化を進めていった。しかし、1981年のアメリカの経済援助中止は同国経済に打撃を与え、反革命勢力を生み出した。この結果、政府は統制を強め、武力衝突を繰り返す事になる。農民は戦禍を避け、次第に土地を離れていった。こうして、10万人を越えるニカラグア難民が、近隣の諸国に流出していった。また、政府の文盲撲滅キャンペーンの余波は、北部に住むモスキート族にも押し寄せ、彼らの一部は政府軍と戦い、残りは難民として(1982年で約1万人)戦禍を逃れた。UNHCRは、彼らの安全を考慮し内陸への移住計画を試みているが、彼らは土地への愛着が強いため計画ははかどっていない。

グアテマラは、1982年のクーデター以降、政府軍と左派勢力との内戦が激化した。この内戦の中で、貧しい農民は最大の被害者とな

り隣国のメキシコへ逃げて行った。彼らのメキシコでの生活は、国境を越えて襲撃して来る「未確認武装集団」に怯える毎日という。このため、メキシコ政府は、キャンプの警備強化に乗り出している。また、UNHCRも係官を派遣しているという。さらに、グアテマラには、5万～7万のエルサルバドル難民が流入している。政府が軍隊に協力すれば食糧を与えるという方針を採っているため、全ての難民に援助が行き届いていない。わずかに1982年にWFP(世界食糧計画)によって、1万2,500人を助けたのみである。また、同国の教会は、難民に対して幾らかの援助を与えている。

ホンジュラスは、難民条約の締約国ではないが、3万4,000人以上の難民に収容所を提供している。彼らは主に、エルサルバドル難民1万6,000人、ニカラグア難民1万7,500人、グアテマラ難民1,000人であり、そのほとんどが婦女子である。1982年にUNHCRは、同国において800万ドルの援助を行なっている。

さらにメキシコ国内には、12万人のエルサルバドル難民と3万人のグアテマラ難民が居住している。アルゼンチンに居住する認定された難民は、11,500人である。このうちラテン・アメリカからの難民は、たったの5,000人だが、チリなどからの亡命者(exile)は非合法にあるいは一時滞在という形で住んでおり、時として本国帰還を強制される事もある。

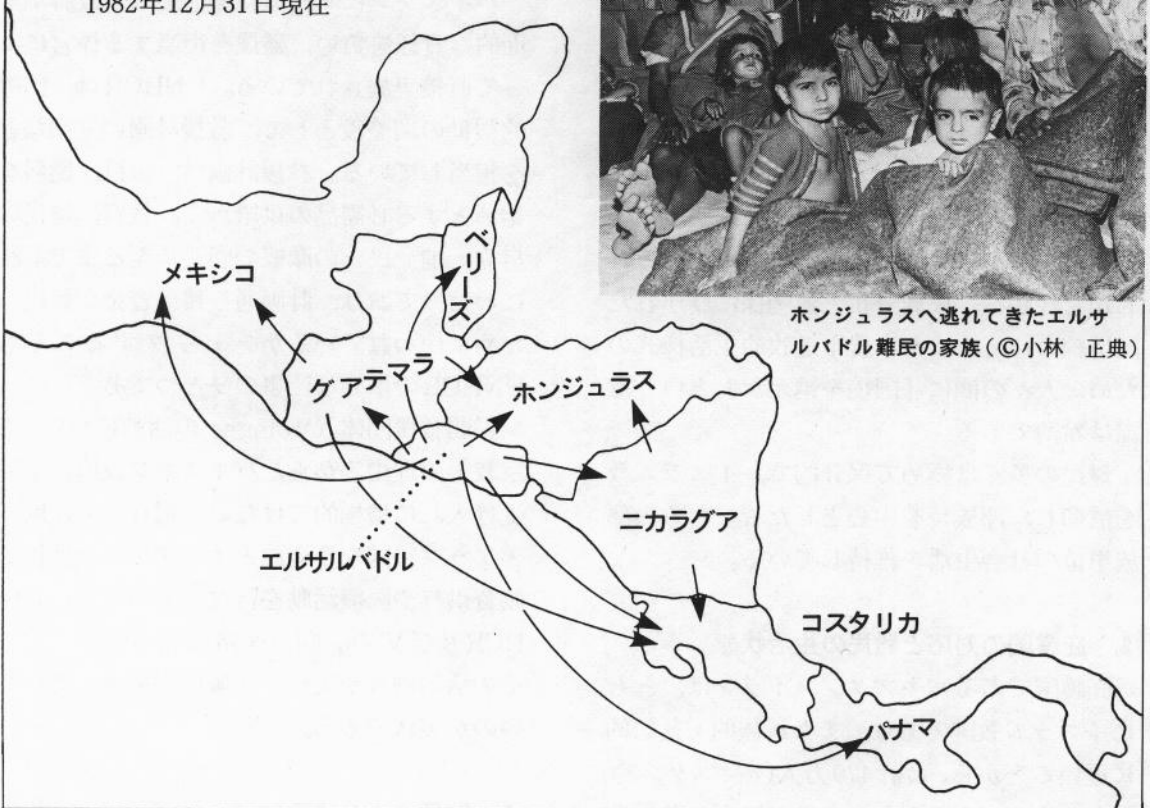
チリは、1973年の政変以来、推定で100万人が軍政を逃れてヨーロッパやアメリカへ脱出したが、1980年に入って帰還のための委員会を発足させ、毎年800～1,000人の難民が帰国している。(大)

中央アメリカの難民

UNHCR資料
1982年12月31日現在



ホンジュラスへ逃れてきたエルサルバドル難民の家族 (©小林 正典)



受入国	難民数		受入国	難民数	
メキシコ	エルサルバドル	120,000	コスタリカ	エルサルバドル	10,000
	グアテマラ	30,000		その他	5,000
	その他	10,000			
グアテマラ	エルサルバドル	70,000	ベリーズ	エルサルバドル	2,000
ホンジュラス	ニカラグア	17,500	パナマ	エルサルバドル	1,000
	エルサルバドル	16,000		その他	500
	グアテマラ	1,000			
ニカラグア	エルサルバドル	17,500	合計	301,500	
	グアテマラ	500			
	その他	500			

6. アフガン難民

1. 難民流出の背景と特徴

アフガン難民は、1973年の王制打破に始まる度重なる政変により発生したが、1979年12月のソ連軍侵攻以後、その数は合計470万にもふくれ上がった。国内各地では政府軍とゲリラとの激しい衝突が続けられており、生命の安全と生活の糧（援助物資）を求めて祖国を離れた者が、難民の大部分を占めている。しかしながら、民族分布と無関係にひかれた国境線のゆえ、また半農半遊牧的生活様式のため、人々の間に「国境を越えた」という意識は希薄である。

難民の多くは極めて保守的で、イスラム教を信仰し、部族長を中心とした昔ながらの部族単位の社会生活を維持している。

2. 庇護国の対応と難民の生活状態

庇護国であるパキスタン、イランは、ともにイスラム教国であり、また民族的・言語的に近いことから、合計470万人（パキスタン290万人、イラン180万人）ものアフガン難民を同胞として迎え入れ、一般に友好的な難民政策がとられている。パキスタンでは、国境沿いの北西辺境州（NWFP）とバルチスタン州にほとんどの難民が集中し、300余りの難民村に居住している。しかし、難民は、難民村を自由に出入りして、街などで仕事を得ることが許されており、自国民に準じた扱いをうけているといえる。現在の難民の生活状態は、援助物資により最低限の衣食住が確保されており、元来貧しい地元住民のレベルを考えた場合、一応安定したものであると判断される。しかしながら、古い因習に縛られた男性中心社会のため、女性に対する医療その他のサービスが届きにくいなどの問題点もある。

3. UNHCR及び民間救援団体の活動

パキスタンにおける救援活動は、政府が全面的な責任を負い、難民を担当する係官によって直接実施されている。UNHCRは、国際的援助の調整役として、救援計画の立案などを担当している。救援計画は、食料、燃料を始めとする必需品の供給から、教育、難民の自立、地元民との摩擦の回避に至るまで多岐にわたっており、計画通り援助資金が難民のために使われているかチェックすることもUNHCRの重要な仕事のひとつである。

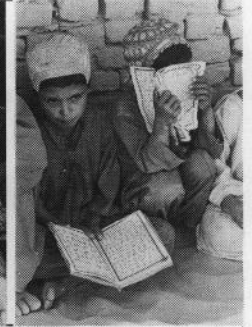
民間救援団体（Volags）の活動については、宗教上の理由等から、パキスタン政府はその受け入れに積極的ではない。現在までに欧米・アラブ諸国を資金源とする10余りの団体が物資供与や医療活動を行なっているが、UNHCR及びVolag間の連絡調整が充分でなく、その活動内容や実績が明確に把握されていないのが実状である。

4. 問題点と今後の課題

アフガン問題の長期化に伴い、パキスタンでは、大量の難民の庇護国定住の様相を呈しつつあり、地元住民との共存をいかにはかるかが最大の関心事となっている。既に、難民と地元住民との仕事の奪い合いや物価上昇などの問題が生じている。また、難民が連れてきた300万頭の家畜のために牧草地が不足したり、薪用に貴重な森林が破壊されるといった環境に対する影響も深刻化している。今後の救援活動は、単なる物資供給から、職業訓練など難民の自立を重視する活動に比重を移しつつ、さらには地元住民を含む地域全体の開発計画の中に位置づけていくことが必要となるであろう。

（ぶ）

アフガン難民



女性は家族の柱であり、子供は次世代の創造者である。(UNHCR)

- 首都
- 主な都市

■ 難民の集結している地域



7. 難民の法的地位と国際的保護

齊藤 ^{やすひと} 恵彦

東京外国語大学教授

前UNHCR Correspondent for Japan



カンボジア難民の女性（ノンサメット，©小林 正典）

1. 今世紀の最も暗い側面

これはノーベル平和賞を受賞した故ピール師の言葉である。師（ベルギー人）は1958年に難民の救済に尽くしたとしてノーベル平和賞を受けたが、1960年代の終わり、チェコスロバキアの「プラハの春」に終止符を打った動乱でヨーロッパに逃れて来た若いチェコスロバキア難民を、その「平和の家」（ベルギーのユイ市）に收容し救援に全力を傾けている最中急逝された。（ドミニク・ピール「平和の建設」、序文オッペンハイマー、日本ピール・ピール友の会、高橋功訳、エンデルレ書店昭和43年）今世紀もあと16年を残すのみで、「今世紀の最も暗い側面」はこの様相だとその深刻さを増幅しつつ、来世紀に持ちこすことは確実である。

UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）発行の「Refugees」誌1984年10月号には12ページにわたって、フリードフ・ナンセンを特集している。ナンセン（ノルウェー人、1861

～1930）は、1921年国際連盟難民高等弁務官（UNHCRの前身機関）に任命されたが、今日でもUNHCRが毎年贈るナンセンメダルによって永遠にその名が記念されることになっている。科学者ナンセンは難民高等弁務官になる前、前世紀の終りには犬ぞりで北極を横断するという偉業を成し遂げており、まさにこの当時としては、「月に到達した最初の人間」に匹敵する人物だった訳だが、第一次世界大戦終了時（1918年）26カ国の捕虜50万人以上がヨーロッパやアジアの荒涼たる捕虜收容所に凍え、飢え、病んでいたことを直視した世界は、世界で最も勇気と思慮のあるこの男に、本国帰還事業を委託したのである。当時のフィリップ・ノエル・ベイカーは『ヨーロッパにおいてナンセンのなした事業に対する喜びで、妻や母の泣かなかった国は一つもない。』と述べている。ナンセンは数年でこの偉業を達成し静かな研究生活に入ろうとした時、再び連盟はロシア難民の救済をナンセンに委託したのだが、本稿はナンセンについて語るものではない。ただ次の一句を先づ確認しておこう。

『戦争は鉄砲の止んだ時に終るのではない。鉄砲の引き起こす悲惨事は何年間も続く。軍隊が撤退し、条約が調印され、あらゆる外交官とその秘書その書籍箱とが去り、雑草が戦場に生い茂り、そして戦闘の名前さえも忘れられた後も、なお続くのだ。』（A・G・ホール著、林要訳、「ナンセン伝」、岩波新書85、昭17より）。

以上のことをふまえた上で、来世紀にまで持ち越されることの確実なこの世界の難民問題の展開と国連や地域レベルでの法的取り組みを以下みてみよう。

2. 難民の発生

実は「難民」という言葉自体が極めて新しいのである。国際法の古い教科書をみると、あるのは個々の政治犯罪人（亡命者）の庇護とか引き渡しの問題である。この当時すでに政治犯罪人は庇護されるべきで、引き渡されてはならないなどというまでの議論が成熟していたことは、もちろん注目される。しかし今日のような難民の発生そしてその大型化は、現代社会の構造的特質に起因している。今日の世界ではどこでも、国家権力が民衆の一般生活のすみずみにまで、よい意味でも悪い意味でも関わるに至った。これに平行して民衆の人権感覚も極めて先鋭化するに至った。そこで後述するように、国家は難民に庇護を与える義務はないものの、母国における権利の侵害（迫害）を逃れ、他国に庇護を求める権利意識は、国家で構成される国際連合がこれを認めるのに消極的であるにもかかわらず、国家の恣意を押さえこむものとして、人権と自由の普遍性を主張する一部の学者の支持を得て一般の民衆の間に急速に成長するに至った。今日の発達した交通機関も、人権の侵害を伴う重大な政治的混乱によって耐え難い苦難を負うに至った民衆の国外への脱出を容易にし、今日の大規模な難民状況をつくっていると言える。付言するなら、発達した手段によってもたらされる人権と自由、安全に関する情報や知識も、難民発生の強力な誘因となっていることも否定され得ない。



アフガン難民の母子（パキスタン、©小林 正典）

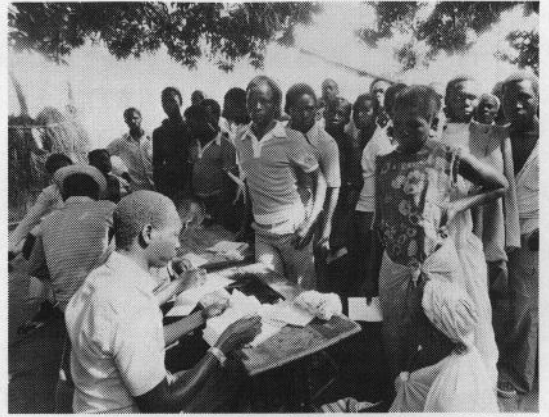
3. 1951年難民条約の成立とその限界、議定書の成立

よく言われることは、難民条約成立前の難民の保護は、アド・ホック（一般性がなく、その場限り）であったことである。つまり難民が生ずる毎に、その都度国際的取決めや協定が作られ、その保護に当たった。

国連は成立後間もなく、このように第二次世界大戦中も細々と続けられていた連盟の作業を継承することにし、現在のUNHCRの設立をごく限られた期間（1963年12月31日まで）にすることでその設立を決めた。その理由は『難民問題は十中八・九、片付いた。ヨーロッパではもう、1939年以前の昔の難民とOIR（英語の略称はIRO-国連避難民機関）が国内社会に受け入れを実現出来なかった者が残っただけだった。』（ロベール・サロモン、林瑞枝訳「難民」、文庫クセジュ1092号、71ページ）と考えられたからである。しかし、戦後ますますその広がりや深刻度を加えている世界の難民状況に対処するため、不幸にしてUNHCRはその存続を5年毎に延長され、今日では世界でも日本でも最も知られている国連機関となっていることは周知の通りである。

ところで1951年の「難民の地位に関する条約」（難民条約。日本についても後述の「難民の地位に関する議定書」と共に加入し、1982年より発効。）は、多分に第2次世界大戦後のヨーロッパにおける難民問題に関する戦後処理のための条約という色彩が強かったため、1951年1月1日より前に『ヨーロッパで、あるいはヨーロッパまたはその他の地域で』（当事国は選択出来る。）発生した条件の結果として難民となった人々の地位に関するものであった。難民条約にヨーロッパ的限定が出来るといわれた由縁であり、実際において難民条約の当事国の中この限定をした国が大部分であった。一方「UNHCR事務所規程」はその

性格上、ヨーロッパ戦後処理難民だけではなく、難民一般の保護をもその権限としており（「規程」6-B）、また権限として難民条約等の難民の保護のための条約の当事国による適用を監督する（「規程」8-④）ところから、ヨーロッパという限定を付した当事国に対してUNHCRの権限との間にギャップを生ずるに至った。このことは、戦後のヨーロッパに限定されず戦後すぐ始った非植民地化の進行で、アフリカでまたアジアで新しい難民状況が発生してくるに伴って顕在化し、難民条約に関するUNHCRの権限の発動を制約することになった。ちなみに、一般にUNHCRがヨーロッパの戦後処理的難民以外の難民の保護にのり出したのは（従ってこのヨーロッパの限界の障害を意識し出したのは）、1950年代の終りに起こったアルジェリア独立戦争の際、チュニジアの要請でこの国に流入したアルジェリア難民を手がけたのが最初とされている。しかしUNHCRの委託（マנדート）権限に属さないパレスチナ難民の生まれたのはすでに1948年のことであり、最近のインドのガンジー首相の暗殺の源であり、映画「ガンジー」にもよく描かれているように、英国のインド放棄に伴う、1947年のインドとパキスタンの分離の際には、850万のヒンズー教徒とシーク教徒がパキスタンを去りインドに入り、一方650万のイスラム教徒がインドを脱出したとされている。過去の歴史はともかく難民問題は今日、アフリカ、アジア、そして中米にも厳しい形で存在していることは周知の通りである。1967年の「難民の地位に関する議定書」の成立によって、議定書の当事国は何の限定もなく難民条約にいう「難民」の保護を義務づけられることになり、UNHCRの権限とのギャップも解消した。UNHCRが日本政府による難民条約の適用に権限として関心を持っている由縁である。



アフリカは、難民法の先進国である。（UNHCR）

4. 難民条約の真髓と欠陥

とはいうものの難民条約は難民の地位に関する条約であって、難民に庇護を与える義務の有無については全く触れていない。「世界人権宣言」第16条も国家の庇護義務を規定するものではないと解されていることからして、国家が難民を庇護する義務については難民条約も規定を欠いている。そこで、国家が庇護を与えることについて何らかの国際条約を作成すべきであるというUNHCRに後押しされた世界の有識者の声に押されて、国連は1977年に国際会議をジュネーブで開催したもののこれに成功せず国家の庇護義務については依然消極的に理解されたままである。ただ、難民条約第33条の「ノン・ルフールマン原則」つまり『難民の生命または自由が脅かされる領域の国境への追放または送還が禁止される』という原則については、国家の一般的義務としてこの会議で確認されたことだけでも、国際人道法上の発展として画期的と言ってよい。ただ国家に庇護を付与する義務はないということと、ノン・ルフールマンの義務はあるということの区別は極めて学問的に実際に困難であるが、我々の目にも新しいインドシナ難民について若干の受け入れ国が難民を迫害の怖れのある母国へ送り返そうとした時、UNHCR並びに世界の良識者が嚴重に抗議したことを想起すれば充分であろう。ただ難民

の流入を受けた国は、こうしていかなる理由をもってしても難民を押し返してはいけないのなら、少なくともこのような不幸な国の負担を国際的に分担するための国際協力が、この原則の遵守の結果である仮避難 (Temporary refuge) 制度と並んで絶対に必要であろう。この事を我々は近くはタイで、また遠くはソマリアという最貧国について学んでいる。

5. OAU 難民条約等より学ぶもの

いわゆる OAU 難民条約 (1961 年のアフリカ統一機構難民条約) より学ぶべき点は多々あるが、難民に対する庇護付与に関する詳細な規定などを OAU 難民条約は明確にしている事は注目される。条約は、加盟国が庇護を継続して付与することを困難と認める場合に、他の加盟国に援助を要請することが出来、他の加盟国も付与国の負担を軽減するため適切な措置をとらなければならないとする。

また国連難民条約における難民たるための要件が厳格に迫害を中心としている一方、今日の難民発生要因が厳格に迫害に該当しない政治的・経済的・人種的、宗教的また戦乱等々の要因に由来する。つまり難民条約上の難民には該当しない難民が今日の世界の 1000 万人とも言われる難民の大部分を占めるに至っている。UNHCR は、難民条約に該当しないこのような難民の保護のため、すでに 1950 年代の終りの香港難民について国連総会によって保護のための斡旋 (good office) の権限を得て、今日まで保護に当たって来ているが、この点の OAU 難民条約の規定は明快である。UNHCR も事実上、この条約の規定する難民を今日は扱っていると言えよう。OAU 難民条約の第 1 条 1 項は国連の難民条約と同じく迫害の恐怖という主観的要素を不可欠としているが、同条第 2 項では『外部からの侵略、占領、外国の支配又は出身国若しくは国籍国の一部若しくは全体における公の秩序を

著しく乱す事件の故に、出身国又は国籍国外に避難所を求めるため常居地を去ることを余儀なくされた者』も客観的状况によるものであるとして、条約上の難民と見なしている。今日注目される難民が多分にこのような客観的状况 (人災と結びついた天災という状況も広く含め) によって生まれた飢餓難民であるところから問題はますます複雑で、解決も困難を極めていいる。国連が難民問題の事後的解決ではなく、事前の防止措置を重要視するに至ったのも当然であろう。目下アガ・カーン (前 UNHCR 高等弁務官) 委員会 (「国際人道問題に関する独立委員会」) がこれにあたっている。

最後にもう 1 点つけ加えるなら、1981 年 6 月 27 日にアフリカ統一機構 (OAU) 首脳会議で採決された「人権及び人民の権利に関するアフリカ憲章」(バンジュール憲章) は全 68 条より成る極めてアフリカの地域人権条約であるが、庇護権を個人の権利として以下のように規定していることが注目される。『すべての個人は迫害を受けたとき、他国において当該国の法律及び国際条約に従って庇護を求め且つ獲得する権利を有する』。個人の庇護請求、獲得権が明示されている。類似の規定は「米州人権条約」の第 22 条 7 項に存在するが、この方は昔風の政治犯罪で追求されている者に限っているもので、バンジュール憲章の方が今日的である。

私達はアフリカの救援をしているが、このようにアフリカより学ぶべきものは多い。殊に OAU 難民条約やバンジュール憲章の難民に関する規定、これらを支えるアフリカの連帯と協力の精神に、私達は大いに教えられる。

8. どういう解決の方法があるのか？

1. 「平和の砦」を構築するために

誰が、自分を育ててくれた祖国を離れたいと思うだろうか？ 誰が、親・兄弟と離れ離れになりたいと思うだろうか？ 誰が、我が子を飢えて死なせたいと思うだろうか？ これまで、人類の歴史は、「戦乱と荒廃」そして「平和の構築」の繰り返しであった。我々の住む日本は、戦争もなければ飢えもない。しかも、戦争や食糧難の時代を知らぬ世代が増えつつある。「平和」の尊さを確信し、その恩恵を享受しているからこそ、我々は「平和の砦」を築くための環境づくりを推進してゆかねばならないのである。「難民問題」は、決して対岸の火事ではない。我々の誰が「明日も難民とはならない。」と断言できるであろうか。

2. 難民問題とUNHCR

UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）は、国連の常設機関ではない。1951年の設立当初は、一応3年間を任期としていたが、その任務は、終了するどころか拡大せざるを得なかったのである。これは、UNHCRの目指す、「難民に対する迅速な国際保護の付与と難民問題の恒久的解決」という大原則、すなわち「人権の尊重」に逆行するような戦乱や人権の侵害・抑圧が引き起こされてきたからに他ならない。UNHCRが、現在まで存続した事自体、難民問題解決の困難さを反映した悲しむべき事なのである。

3. 恒久的解決への挑戦——3つの可能性

(1) 本国自主帰還

住み慣れた故郷から逃れた難民にとって、本人の自由意志に基づく本国帰還こそ最も理



彼らの哀しみは、我々の哀しみである。そして、彼らの希望は、我々の希望でもある。(UNHCR)

想的な解決策である。ただし、このためには国際紛争や内戦の終結、治安の回復、人権侵害・抑圧からの解放、人為的災害からの復興、そして組織だった自主帰還計画の成立が、主要な要件となる。1960年代以降、特に70年代に入ってからUNHCRは、アジア、アフリカにおける数多くの本国自主帰還プログラムを成功させている。

(2) 第一次庇護国での定住

本国自主帰還は、よほど条件が整った段階でないと実現しない場合が多い。祖国へ帰れない難民の選択としては、第一次庇護国での長期にわたる滞在あるいは永住がある。

東南アジアで難民及び避難民を受け入れている庇護国の対応が流動的であるのに比べて、大家族主義に根ざす伝統と寛容さが今でも生

きているアフリカでは庇護国で難民を受け入れ、その国の中に統合させつつある。しかし、難民を庇護する国でさえ、ほとんどが「開発途上国」であり「最貧国」であることが多い。自国内でさえも解決し得ない経済的・社会的問題を抱えているにもかかわらず、難民の流入は庇護する側の国にとっては重圧となるのである。

UNHCRでは、難民を庇護している国の政府からの要請に応え、その政府や他の組織による援助を補う形で部分的資金を割り当て、難民が庇護国において自給自足できるような「定住計画」を進めている。そして、今年の7月には、ジュネーブでICARA II（第二回アフリカ難民援助国際会議）が開催され、難民を受け入れている諸国のインフラストラクチャー（社会的・経済的基盤＝道路、港湾、橋、学校、病院など）を整備することにより難民流入による重圧の軽減をはかるプロジェクトがまとめられた。アフリカ諸国が抱えた「難民問題」は、その低開発性と脆（ぜい）弱な経済基盤に立脚しているが故に複雑であり、しかも自然条件は過酷である。現在、アフリカで救済活動をしている国連機関、OAU加盟国を始めとするアフリカ諸国、NGOsなどから、人道的な（緊急）救済活動と開発協力をリンク（連係）させ、長期的視野に立った援助を継続してゆくことの重要性が強く主張されている。

(3) 第三国定住

本国への自主帰還も、第一次庇護国での定住も不可能な場合、残された方法は第三国定住である。インドシナ難民の場合を例にとると、これまで100万以上の人々が、アメリカ、フランス、カナダ、オーストラリアといった第三国へ定住していった。しかしながら、近年では、不況と高い失業率に悩む先進国も難民の受け入れ枠を縮小しつつあるのが実情である。また、新たな地での生活を始めた定住

難民にしてみれば、歴史的・文化的にまったく異質な社会でほとんどが製造業やサービス業の一部の低賃労働に従事するのが通例であり、戦乱や迫害、飢餓からは解放されたものの生活は決して恵まれているとはいえない。また定住先の言葉が不自由であることも大きな障壁となっている。

4. 「北」の課題と「南」の自立

難民の流出は、「南」の開発途上国に集中していることを考えると、「難民問題」は、「南北問題」とも深い関連がある。現代は、「相互依存」の時代だと言われるが、「南」側に属する国々の政治的・経済的・社会的基盤ははなはだ弱く、その大半が自国の活路を見出すには至っていない。とすれば、原料や一次産品の輸入のほとんどを「南」に依存し、「豊かさ」の恩恵を享受している「北」の先進国こそが、「南」が抱える諸問題を正確に把握し、理解し、自立のための適正な援助・協力体制への道を模索していかなばならないのである。

人類に与えられた今世紀最大の課題は、南北間の格差は正である。この問題をいかに克服し、平和のための健全な環境を構築してゆくかが、まさに「北」に属する日本に住む我々の課題なのである。

我々は「難民問題」を通じて多くの事を学び、そして多くの事を教えられた。そしてこの教訓を肝に銘じ、今後もこの問題と取り組むべく努力していかなばならない。「難民問題」の恒久的解決は、我々が不可能であると考えない限り可能なのである。

JVCプロジェクト

1984年10月31日現在

活動地名	活動内容	出資団体	担当者
タイ カオイダン (カンボジア 難民キャンプ)	●西崎憲司記念技術学校 自転車、牛車、モーターバイク、自動車、水ポンプ、発電機の整備技術を習得する。10月現在、難民数は29,075人、JVC生徒数528名。カオイダン技能訓練展示会(11月)開催に向けて準備中。 ●防犯灯 夜間キャンプに侵入する強盗の被害を防ぐため、キャンプの外周に設置した161個のナトリウムランプの維持管理、およびカンボジア人作業員のための電気の基礎の指導。	UNHCR レフュージーズ・インターナショナル	ソムウェック・ルチャイシット トンディー・ソムカネ 稲垣三千穂、永井聖子 パニット・ポティビ
タイ・カンボジア 国境 (カンボジア 難民村)	●レントゲン移動診療 移動レントゲン車による、難民村及びタイ被災村の巡回レントゲン診療。国境の軍事的状況は不安定で、危険のため限られた医療スタッフしか難民村へ入れなかった。国連による難民村の人口調査の結果によると、国境全域で推定25万人。 ●補助給食 ノンチャン難民村の栄養失調児、病人、妊産婦、乳幼児とその母親を対象とした補助食供給と栄養教育。難民村人口20,357人中4,493人が対象者であり、内半数程が幼児・子供である。7月14日から、2期目の母親向けの栄養指導教室が始まった。11月18日早朝ベトナム軍の攻撃によりノンチャン村壊滅。	WFP/UNBRO 日本青年会議所 関東地区、医療 部会、城西病院 西本願寺 結城青年会議所	林 達雄、金子一弘 サルミエント・ロドリゴ クリアンクライ・プティ ヤピブン、大澤洋子 スラ・プロムチャン
バナニコム (第三国定住待ち の難民一時収容施設)	●日本語学校 日本定住希望者のための日本語教育及びオリエンテーション。10月末現在生徒数31名。11月2日開講予定の第13期のため準備中。	天理教千葉	佐藤和美、鈴木絵理子 ティアン・パントゥー 浜崎妙子
タイ農村	●給水 スリン県12ヶ村での共同井戸掘りと基礎的健康教育。カオイダン技術学校との共同で製作したハンド・ポンプが、スリン県の農村にすえつけられる。	モラロジーMIRC NTV* 一般寄付	佐藤正喜、井戸智樹 ブンナム・チャルンブリトゥム カモン・ミンムアン
バンコク市内の スラム	●スラム改善 奨学金援助：スラム児童のための学費援助。 図書館：児童、成人のための図書館。 建材提供：スラム立退き者への物資援助。 ラットクラブ地域への移住が始まった。クロントイでは、整地済み土地への再定住を支援し始める。	モラロジーMIRC NTV* 庭野平和財団 今井記念海外協力基金 JOFIC、一般寄付	タウィチャイ・タムクナノン ヴアラナット・ドゥアンウドム 加藤哲也
カンボジア (農村部)	●井戸掘り タケオ県で農場のための深井戸掘り。	LWF/LWS	箕田健一
レバノン (中近東)	●医療ボランティア派遣及び緊急物資援助 4月30日をもって、医療ボランティア派遣については無期延期。今後は現地のNGO(アメール、テル・デ・ゾム)と連絡をとりながら緊急事態における物資・資金援助に備えていく。		

* NTV24時間チャリティー委員会

活動地名	活動内容	出資団体	担当者
ソマリア (マガネイ・キャンプ)	●農業による自立促進 エチオピアからソマリアへ逃れて来た難民を対象にした、農業による自立促進プロジェクト。今年5月から6月にかけて作付けしたトウモロコシ、オクラ、トマト、ソーガムなどが実り始めた。今後は、本格的に農業を営みつつ、農業を中心としたコミュニティづくりへと拡げて行く。具体的には、識字教育、衛生教育、料理教室（特に魚や野菜の調理法）など。これらのための人材・資金調達及び広報を行なう必要があり、11月初旬に、高橋一馬（農業技術者）が、帰国した。一方、エチオピアから新たな難民約100,000人がソマリアに流入しており、緊急救援が必要となっている。この難民への援助及びソマリア以外の国でも救援活動の可能性を調査中である。	UNHCR レフュジーズ・インターナショナル 一般寄付	税田芳三(ソマリア事務所長)、柴田久史、高橋一馬 掛村 均、モハメッド・アデン・モハメッド シャッド・モハメッド・ムーザル、ラシッド・モハメッド・ランジャイル モハメッド・ハジ・ヌール その他12名のソマリア人スタッフ
日本国内	●日本語家庭教師 首都圏（東京、神奈川、埼玉、千葉、山梨）に定住している難民への日本語教授と生活指導など。神奈川県大和市にある日本語教室での第1期（10月10日～12月23日）を開講中。	禅林寺 UNHCR 中部善意銀行 一般寄付	森山久寿子 他約50名
	<ul style="list-style-type: none"> ・バザー、ハンディクラフト販売 ・カオイダン「国境を越えた人々」上映運動 ・スタディー・ツアー企画実施 第3回を8月1日から8日までの日程で実施した。参加者6名。	浄土真宗本願寺派 高岡寺族青年会	関田鶴子 他約20名 鶴田三芳他 熊岡路矢他
東京事務所 (本部)	涉外、事業計画、資金調達、ボランティア調整、会計総務、情報収集および広報等。 機関誌「トライアル・アンド・エラー」発行 JVC説明会～毎月第1・第3月曜日 午後6時から9時まで。 ・TELEX発信・受信便宜供与	全国社会福祉協議会 一般寄付 博報堂	岩崎駿介（代表） 星野昌子（事務局長） 熊岡路矢、鶴田三芳 佐々木志保、下園宏司 他20名
タイ バンコク事務所	涉外、事業計画、資金調達、ボランティア調整、会計総務、情報収集および広報、バザー等。 季刊「ニュース・レター」（英語・タイ語）発行 各プロジェクトで作成されていた評価プログラムの総括会議が、10月中旬行なわれた。これをもとに来年度の活動方針を討議するため東京から2名派遣する。		高塚政生（バンコク事務所長）、本橋 栄 嶋 紀晶、石橋節子 ボンビモン・チャイブーン 勝俣江美、他約10名
人材派遣・養成プロジェクト			
シンガポール (ホーキンスロード ・キャンプ)	<ul style="list-style-type: none"> ・UNHCR一ベトナム難民キャンプでの管理・運営 	日本YMCA同盟 アジアキリスト教会議	ニール・リー
フィリピン (パターン・プロセス シングセンター)	<ul style="list-style-type: none"> ・ICM一第3国定住手続きにともなう医療業務 外来記録によれば、風邪、皮膚病、結膜炎、寄生虫、マラリア、結核などが特に多い。	ICM 結城青年会議所	竹内敦子

難民問題に関する参考文献リスト

【アフリカ】

- 「アフリカ難民－悲しみの大地から」
伊藤正孝編著，ほるぶ社
- 「アフリカの自立化と経済」
岩城 剛，日本国際問題研究所
- 「アフリカは遠いか」
楠原 彰，すずさわ書店
- 「アフリカふたつの革命」
伊藤正孝，朝日新聞社
- 「飢えるアフリカ」
NHK取材班，日本放送出版協会
- 「大旱魃－トゥルカナ日記－」
伊谷純一郎，新潮選書
- 「近代化とアフリカ」新しい価値観への挑戦
土屋 哲，朝日新聞社
- 「私の中のアフリカ」
北沢洋子，朝日新聞社
- 「アフリカの指導者－アフリカわが心の友たち」
星野芳樹，ブロンズ社
- 「アフリカ人間誌」
コリン・M・ターンブル，幾野 宏訳，草思社
- 「アフリカ便覧－サハラ以南の国々」
外務省中近東アフリカ局アフリカ第1課第2課

【インドシナ】

- 「戦火と混迷の日々，悲劇のインドシナ」
近藤紘一，サンケイ出版
- 「戦火・自由そして死」カンボジア難民収容所日記
池原征夫，技術と人間
- 「冷たい日本人」君は難民の叫びが聞こえるか
前川 誠，エール出版社
- 「やせっぽちのチア」カンボジアの少女の記録
文／梁 敏子・手島 悠介
(小学校高学年向け)ほるぶ社

【アフガニスタン】

- 「激動のアフガニスタンに行く」
緒方靖夫，新日本出版社
- 「アフガン難民」救助活動の実際と問題点
小池嘉夫，全国社会福祉協議会
- 「革命なき革命の悲劇」
酒田誠一，こぶし書房

【中南米】

- 「中米の素顔」メキシコ，キューバ，カリブの国々
塩野崎宏，日本放送出版協会
- 「中南米の危機構造」
大泉光一，第三書館

【一般・総合】

- 「難民」
ロベール・サロモン，文庫クセジュ，白水社
- 「人間の大地」
犬養道子，中央公論社
- 「なぜ世界の半分が飢えるのか」
スーザン・ジョージ，朝日新聞社
- 「砂漠化する地域」
清水正元，講談社
- 「飢えの構造」
西川 潤，ダイヤモンド社
- 「21世紀は警告する」
NHK取材班，日本放送出版協会
- 「南と北，生存のための戦略－プラント委員会報告」
森 治樹監訳，日本経済新聞社
- 「難民条約と出入国管理行政」
山神 進，日本加除出版
- 「メイドイン東南アジア」
塩沢美代子，岩波ジュニア文庫
- 「収奪された地球－経済成長の恐るべき決算」
ヘルベルト・グルール著，辻村誠三・徹訳，
現代社会叢著，東京創元社

【写真集】

- 「沈黙と微笑」タイ・カンボジア国境から
野中章弘，創樹社
- 「カンボジア年代記」
押原 譲，論創社
- 「太陽のせいなの？東アフリカ飢餓国境からの報告」
小林正典，船津健一，伊藤芳明，プレイガイド
ジャーナル社
- 「国境を越えた子供たち」，「サラーム 平和を！」
三留理男，集英社

JVCの活動とその目的に御理解を

▶**JVCとは**— Japan International Volunteer Center は1980年2月、タイのバンコクで設立された民間救援団体です。1979年暮れの、インドシナ難民の大量流出をきっかけに、日本から駆けつけた若者と、現地タイですでに活動を始めていた日本人とが一体となり、現在の組織の原形ができました。JVCは、活動者の自発的な意志に基づき、日本の個人・団体からの寄付金、国連機関からの委託金他によって運営されています。JVCは、人種、国籍、習慣、宗教その他の信条の違いを越えて、難民および同様の窮境にある人々を対象にできる限り継続的な活動を行ないます。

▶**JVCの会員募集について**— 会員は、総会に出席し、JVCの方針などを決定する他、情報・資料の入手、各種の活動・報告会・上映会・学習会等へ参加することができます。また正会員には自動的に、機関誌(T/E)をお送りいたします。会員の種別と年会費は以下の通りです。

- ・正会員 (一般会員 10,000円 活動者会員 3,000円
 団体会員 30,000円 学生会員 3,000円
- ・賛助会員 金品による支援 (金額は自由です。)

▶**機関誌『Trial & Error』のみの購読について**

- ・毎号1冊送付 年間購読料 3,000円
- ・毎号4冊送付 年間購読料 10,000円

▶**送金の方法**— 下記の口座へ郵便振替にてご入金下さい。

- ①会員：東京5-48365 加入者名—JVC会員係
- ②T/E：東京3-54186 加入者名—JVC東京事務所
(住所、氏名、購読開始月をお書き添え下さい。)

▶みなさまの募金が支えるJVCの活動—救援活動をより充実させるため、以下の募金をお願いしています。なお募金の20%をJVCの運営経費に充当させていただきます。

- インドシナ難民救援募金** (11月小計 15,000円) タイ国内にある各難民キャンプのプロジェクト費にあてられます。
 - クロントイ・スラム募金** (11月小計 0円) バンコクのクロントイ・スラム内の図書館の運営およびスラム立退き者のための建築資材購入費に使われます。
 - デッグ・スラム奨学金** (11月小計 54,000円) バンコク市内のスラムの子供達が学校へ通う費用を援助します。
 - アフリカ難民救援募金** (11月小計 1,046,727円) アフリカの難民・飢餓民への救援プロジェクトに使われます。
 - レバノン被災民救援募金** (11月小計 0円) レバノン被災民に対する医療活動及び物資援助に使われます。
 - 日本語家庭教師募金** (11月小計 2,000円) 定住難民のための日本語教材費と家庭教師の交通費に使われます。
 - 医療募金** (11月小計 0円) 緊急事態が発生した場合、速やかに医師を派遣したり、医薬品などの緊急救援物資を輸送するために使われます。
 - ボランティア募金** (11月小計 9,500円) 現場で活動を続けるボランティアの健康管理費にあてられます。
 - JVC運営経費募金** (11月小計 140,900円) 現場を支えるのに不可欠な事務運営経費、人件費に使われます。
 - 無指定募金** (11月小計 406,540円)
- ▶**送金の方法**— 下記の口座へ郵便振替にてご入金下さい。
東京9-27495 (募金種目名をご記入下さい。)

編集後記

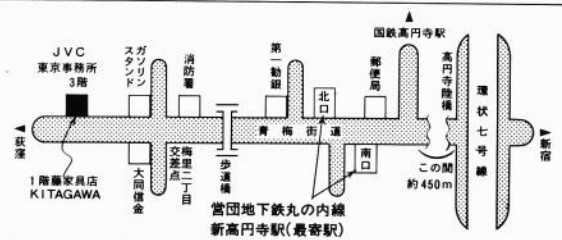
▶「難民問題の恒久的解決」は、決してお題目ではない。世界構造の歪みと複雑に絡む難民問題の解決は、一朝一夕に片付けられるものではないが、我々は過去5年間難民問題と真正面から取り組んできた。だが、一体何が変わったのであろうか。▶**進歩のない所に、希望はない。**巷(ちまた)では、お決まりの「ガリガリにやせ飢えた子供」の写真を使い、人々の情に訴え募金を集めるのが流行となっている。飢えと蔓延する病気に苦しむ人々がいるのは事実であり、そうした人々に対する緊急の救援が必要である事も否定しない。だが、我々はこれまで、難民・飢餓民と呼ばれる人々を生み出す要因を取り除き、未然に防ぐための努力をどれだけ払って来たのであろうか。「北」側に属し、何不自由ない生活をしている我々は、どれだけ自分の置かれている状況を問い直して来たのであろうか。▶**紛争や飢餓を引き起こす事態の回避は、常に我々が「彼らの問題」を自分と密接に関わる問題として捉え、これを改善していくという姿勢を継続させる限りにおいて可能であると信ずる。**この5年間、難民やスラムの人々と接しながら、学んできた事また教えられてきた事は何だったのか、今一度問い直したい。

昭和59年12月20日発行 (毎月20日発行)

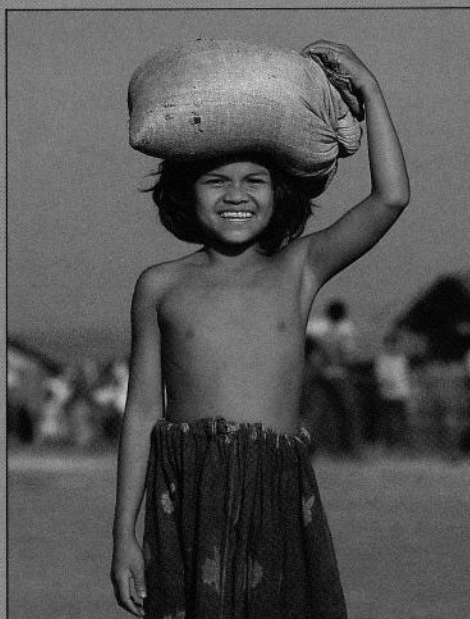
編集人 下蘭 宏司
 発行人 星野 昌子
 発行所 日本国際ボランティアセンター(JVC)東京事務所
 〒166 東京都杉並区阿佐谷南1-1-5 安田ビル3F
 ☎03(316)3253 Telex: 2323187 JVC HQ
 バンコク事務所 JVC THAILAND
 67 South Sathorn Road
 Bangkok, THAILAND ☎(286) 4857
 ソマリア事務所 JVC SOMALIA
 c/o UNHCR P.O.Box 2925
 Mogadish, SOMALIA
 Telex: 794 HICOMREF SM

印刷所 ㈱ベスト・プリンティング

*本誌の記事・写真等の無断転載・複写を禁じます。



定価 送料共500円



カオイダン・キャンプ

A. KATO